

滋賀県公安委員会定例会議会議録

第1 日時

令和7年8月7日（木）午後1時45分～午後3時45分

第2 出席者

1 公安委員会

北村委員長、上田委員、高橋委員

2 県警察

池内本部長、荒谷警務部長、山口生活安全部長、竹谷刑事部長、
船越交通部長、田中警備部長、古川首席監察官、中山警察学校長、
吉栖情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

(1) 滋賀県道路交通法施行細則の一部改正について

船越交通部長から、滋賀県道路交通法施行細則の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(2) 警察職員等の援助要求について

(3) 警察職員等の援助要求について

田中警備部長から、協議事項(2)の埼玉県公安委員会及び協議事項(3)の神奈川県公安委員会からの援助要求について一括説明があり、協議の上、いずれも原案のとおり決裁した。その際、各委員から「暑さが厳しいことから、体調管理に配慮して任務に当たられたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

(1) 令和7年度第1四半期における会計監査実施結果について

荒谷警務部長から、令和7年度第1四半期における会計監査実施結果について報告があった。その際、各委員から「会計業務が原則どおりに進められるよう、引き続き、しっかりと監査を行われたい。」旨の発言があった。

(2) 令和7年第2四半期の警察安全相談受理状況について

荒谷警務部長から、令和7年第2四半期の警察安全相談受理状況について報告があった。その際、高橋委員から「相談件数が増加し、その対応が大変であるが、県民の警察への期待の表れであり、しっかりと対応されたい。」、上田委員から「相談することで救われる県民がいることから、適切に対応されたい。」、北村委員長から「件数増加により、対応する職員に負担がかかることから、この点に配慮されたい。」旨の発言があった。

(3) 令和7年第2四半期（4月～6月）中の苦情受理及び処理結果について

古川首席監察官から、令和7年第2四半期中の苦情受理及び処理結果について報告があった。その際、高橋委員から「苦情を受理することは、今後の警察活動の参考となる側面があるため、引き続き、適切に対応されたい。」、上田委員から「不適切な対応があった場合は、再発しないよう教訓として生かされたい。」、北村委員長から「苦情内容が多岐にわたるところ、しっかりと対応されたい。」旨の発言があった。

3 その他

滋賀県公安委員会運営規則第8条に基づく報告について

北村委員長から、滋賀県公安委員会運営規則第8条に基づき、大阪府公安委員会からの援助要求について意思決定の権限を行使した旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

なし

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

運転免許課から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容並びに意見聴取及び聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、14件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

総務課から、公安委員会に対する苦情の申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 免許の更新処分に係る審査請求の審理経過調書及び裁決について

総務課から、免許の取消処分に係る審査請求の審理経過調書について報告があり、これを了承した。さらに、裁決について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(4) 犯罪被害者等給付金支給の裁定等について

警察県民センターから、犯罪被害者等給付金支給の裁定等について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 店舗型性風俗特殊営業に対する処分について

生活安全企画課から、店舗型性風俗特殊営業に対する処分について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) ストーカー規制法に基づく禁止命令、書面警告の実施状況について

捜査第一課・生活安全企画課から、ストーカー規制法に基づく禁止命令及び書面警告の実施状況について書面報告があり、これを了承した。

(7) 小型無人機等の飛行に関する通報受理について

警備第二課から、小型無人機等の飛行に関する通報受理2件について書面報告があり、これらを了承した。

このページについてのお問合せ

滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室

電話：077-522-1231